⑷　建設業法（昭和24年法律第100号）第３条の規定による許可及び同法第27条の23の規定による経営事項審査を受けていない者
⑸　測量を希望する者で測量法（昭和24年法律第188号）第55条に規定する登録又は土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第８条に規定する登録を受けていない者
⑹　測量・建設コンサルタント等を希望する者で営業に関し法律上資格を必要とするものについては、当該資格を有しない者
⑺　競争参加資格申請書若しくは添付書類又は資格審査申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、または重要な事実について記載しなかった者
５　競争参加者の資格及びその審査
⑴　建設工事契約についての資格、資格審査事項及び等級の決定方法
①　資格　予定価格の金額に応じ、当省が定めた建設工事の工種ごとに、別記１の⑴及び⑵におけるそれぞれの①のとおり区分して定める。
②　資格の審査事項　①の資格についての審査は、次に掲げる事項について行う。
一　年間平均完成工事高
二　経営規模
イ　自己資本額
ロ　職員の数（建設業に従事する職員の数）
三　経営状況
イ　売上高営業利益率
ロ　総資本経常利益率
ハ　キャッシュ・フロー対売上高比率
ニ　必要運転資金月商倍率
ホ　立替工事高比率
ヘ　受取勘定月商倍率
ト　自己資本比率
チ　有利子負債月商倍率
リ　純支払利息比率
ヌ　自己資本対固定資産比率
ル　長期固定適合比率
オ　付加価値対固定資産比率
四　技術力　技術職員の数
五　その他の審査項目（社会性等）
イ　労働福祉の状況
ロ　工事の安全成績数値
ハ　営業年数
ニ　建設業経理事務士等の数
③　資格の等級の決定方法　建設工事の工種ごとに上記②の審査事項を要素とする総合評定値通知書等の総合評定値(P)を付与数値として、別記１の⑴の①及び⑵の①に対応する等級に格付けする。
⑵　測量・建設コンサルタント等業務の契約についての資格、資格審査事項及び資格の等級の決定方法
①　資格　測量、建設関係建設コンサルタント業務及び補償コンサルタント業務ごとに資格を定める。
なお、資格の等級の格付けは行わない。
②　資格の審査事項　①の資格についての審査は、次に掲げる事項について行う。
一　年間平均実績高
二　経営規模
イ　自己資本額
ロ　有資格者数
三　経営比率
四　営業年数
６　資格審査結果の通知
一般競争（指名競争）参加資格認定通知書により申請者に通知（郵送）する。
７　資格の有効期間
平成29年４月１日から平成31年３月31日までとする。なお、２⑶により随時審査した場合は、資格を付与されたときから平成31年３月31日までとする。
８　競争参加資格を有する者の名簿の閲覧先
３⑵①申請書類の提出場所に同じ。
９　その他
⑴　子会社の支配人が親会社の支配人を兼務しており、当該支配人が親会社等として申請した場合又は子会社等が親会社と代理契約を締結しており、その代理権に基づいて親会社等として申請した場合にあっては、当該親会社等の申請として取り扱うものとする。
⑵　親会社等として申請する者は、申請の際に当該親会社等との関係を証明する書類を提示しなければならない。
⑶　申請の方法等に関する問い合わせ先　総務省大臣官房会計課契約第２係　電話03―5253―5120
別記１　業種別等級区分及び予定価格の範囲
［掲載順序　業種の区分　①数値：等級　②等級：予定価格の範囲］
⑴　建築一式工事の場合
①　990点以上：A
830点以上990点未満：B
760点以上830点未満：C
760点未満：D
②　A：３億円以上
B：１億円以上３億円未満
C：3,000万円以上１億円未満
D：3,000万円未満
⑵　⑴以外の工事の場合
①　870点以上：A
780点以上870点未満：B
780点未満：C
②　A：5,000万円以上
B：2,000万円以上5,000万円未満
C：2,000万円未満
なお、本参加資格に基づき実際に調達を行う際に適正な競争性を確保するため、他の等級の競争参加が可能となるような弾力的な競争参加を認める場合がある。

競争参加者の資格に関する公示の取消

次の調達案件の競争参加者の資格に関する公示を取り消します。
平成 28 年 12 月 15 日
支出負担行為担当官
中国四国防衛局長　菅原　隆拓
◎調達機関番号　010　◎所在地番号　34
平成28年10月14日付（号外政府調達第193号・29ページ）掲載の公示「岩国飛行場㉘藻場・干潟回復工事」を取り消します。

招　　請

資料提供招請に関する公表

次のとおり物品の導入を予定していますので、当該導入に関して資料等の提供を招請します。
平成 28 年 12 月 15 日
国立研究開発法人理化学研究所
和光事業所　経理部長　川鍋　　隆
◎調達機関番号　572　◎所在地番号　11
○28 第 55 号
１　調達内容
⑴　品目分類番号　15、28
⑵　導入計画物品及び数量　和光地区電話交換設備一式
⑶　調達方法　購入
⑷　導入目的　理化学研究所和光キャンパス内各建物にて、一元的に運用可能な音声通信ネットワークを実現する為、電話交換設備を更新するものである。
⑸　導入予定時期 平成29年度第４・四半期以降
⑹　調達に必要とされる基本的な要求要件
今回導入を計画する本システムの満たすべき要件は以下のとおりである。
１）電話交換機能、通話料金管理機能、通話履歴管理機能、通話録音機能、追加ダイヤル用ガイダンス機能を有すること。また、既設ＰＨＳアンテナ設置箇所（仁科ＲＩＢＦ棟、仁科記念棟、仁科リニアック棟、脳科学中央研究棟、脳科学東研究棟、脳科学西研究棟、脳神経回路遺伝学研究棟の各棟の一部）にて、ＰＨＳ端末での内線電話サービス機能を有すること。
２）既設VoIPゲートウェイ装置による他地区との内線通話、ＦＡＸ通信を維持できること。
３）ＩＰ回線、デジタル系回線、アナログ系回線、ＩＳＤＮ回線、専用線、構内ＰＨＳを接続できる機能を有し、実装回線やＩＰ電話インターフェイスが容易に増設できる拡張性を有すること。
４）将来、ＦＭＣサービス、ソフトフォンサービス、ＩＰセントレックスサービスの導入が可能なインターフェースを容易に増設できる拡張性を有すること。
５）安定した電話回線網として運用ができる信頼性を備えていること。
６）システムの運用・管理について省力化が図れていること。
７）ランニングコストの低減が図れていること。
８）通信の停止を伴う作業は、休業日を利用して業務に支障の少ない形で行うこと。
２　資料及びコメントの提供方法　上記１⑵の物品に関する一般的な参考資料及び同⑹の要求要件等に関するコメント並びに提供可能なライブラリーに関する資料等の提供を招請する。
⑴　資料等の提出期限　平成29年１月16日17時00分（郵送による場合は必着のこと。）
⑵　提出先　〒351―0198 埼玉県和光市広沢２番１号　国立研究開発法人理化学研究所和光事業所経理部契約課　安井　尚彦　ＴＥＬ048―467―9242
３　説明書の交付　本公表に基づき応募する供給者に対して導入説明書を交付する。
⑴　交付期間　平成28年12月15日から平成29年１月16日まで。
⑵　交付方法　調達情報公開システムによりダウンロードすること。